

2013年12月20日（金）配信在クリチバ日本国総領事館メールマガジン 347号

日本外務省は、動物検疫について注意すべき情報（感染症広域情報）を発出し、「海外安全ホームページ」に以下のとおり掲載したので、お知らせ致します。

（以下本文）

年末年始及び旧正月には海外へ渡航される方も多いと思いますが、海外では、家畜の伝染病である鳥インフルエンザや口蹄疫が発生・流行している場合があります。

特に、ロシア及び中国等の近隣諸国において、口蹄疫や鳥インフルエンザ(H5N1)等の家畜伝染病が発生しており、注意が必要です。

これらの伝染病を日本国内へ持ち込まないように、注意すべき対策について、以下のとおりお知らせします。

1 家畜の伝染病を日本へ持ち込まないために、海外では、家畜を飼養している農場などへの立ち入りは極力避けるようにしてください。やむを得ず海外で牛や豚、鶏などの家畜のいる場所に行った方や日本国内で家畜に触れる予定のある方は、帰国時に空海港の手荷物引き取り場内にある動物検疫所カウンターに必ずお立ち寄りください。

また、入国時に動物検疫に関する質問票が配られたり、質問が行われたりすることがありますので、ご協力をお願いします。

2 帰国時には、空海港において、すべての方を対象に靴底の消毒を実施していますので、消毒マットの上を歩いていただくようご協力をお願いします。

3 また、口蹄疫等の発生している国からのハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品の日本への持ち込みは禁止されており、発生していない国からであっても検査証明書が必要ですので、あらかじめご留意ください。

○参考情報：

農林水産省ホームページ：「空海港における水際検疫の強化について」

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine\\_beefup.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html)

動物検疫所ホームページ：「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902

(外務省関係課室連絡先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2850

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>